

勅撰和歌集の撰集意識

—後嵯峨院時代の位置に注目して—

安田徳子

勅撰和歌集の編纂は、『古今和歌集』以来『新続古今和歌集』（以下、各勅撰集とも『古今集』の如く略称する。また、勅撰集の引用は『新編国歌大観』によつた）まで、二十一集に及んだ。「三代集」「八代集」「二十一代集」「十三代集」などの呼称に象徴されるように、歴代の為政者が一代の事業として勅撰集の撰集を行つた。最初の勅撰集として『古今集』が撰ばれた意義は量りしれないが、最初から御世一代の事業として意識されたわけではない。第二番目の勅撰集『後撰集』は、その名称及び『古今集』入集歌を除いていたことから見て、すでに『古今集』を撰集の先例と見る意識があつたことは窺われる。『拾遺集』もまた、その名称及び先行の一集の歌が入集歌から除かれていることから、『古今集』『後撰集』両集の跡を襲つた集であることが意識されているとわかるが、『拾遺集』の撰集は花山院が退位した後の事業であり、『拾遺抄』と『拾遺集』類

似した二集の存在があり、両者の関係や具体的な撰集に携わった撰者についても明確ではない。先行の二集とは明らかに事情を異にしている。未だ勅撰集を御世の事業とする意識はあまり大きくなかったようと思われる。一方、例えば、『続古今集』の序文に「代代の勅撰」あるいは「十代集」「代代の集」といった表現が見えたり、また、冒頭に記した「代集」の呼称や、歴代の勅撰集について記した書物が成立し、これが「代々勅撰次第」とか「代々集目録」などといった呼称を持つのは、勅撰集が御世一代の事業として意識されていたことを裏付けるものである。

勅撰集に対する意識は撰集毎に大きくなつていつたようと思われるが、勅撰集が御世一代の事業としてされるようになったのは何時からか。かつて、後藤重郎先生が「中古・中世の和歌史の中心をなすものは、勅撰和歌集であるといつても過言ではないであろう」

(十三代集基礎的研究枝折)⁽¹⁾と述べられたように、勅撰集が撰ばれていた平安時代から室町時代にかけての和歌は、勅撰集に象徴的にそれぞれの時代の和歌の特徴が表れている。こうしたことから、本稿では、勅撰集に対する意識の変化を見ることで、後嵯峨院の時代が和歌史において一つの分岐点となっていたことを明らかにしておきたい。

(一) 名称

勅撰和歌集二集の名称は、今更改めて述べるまでもなく、さまざまな意図を持って命名されており、それについてあるいは二集を通して、すでに多くの先学が論及しているところである⁽²⁾が、今一度いくつかの類型に分けて検討を加えてみたい。

- 1、古今集
- 2、後撰集・拾遺集・後拾遺集
- 3、新古今集・続後撰集・続古今集・続拾遺集・新後撰集・続千載集・続後拾遺集・新千載集・新拾遺集・新後拾遺集・新続古今集
- 4、新勅撰集
- 5a、金葉集・詞花集・玉葉集
- b、千載集・風雅集

最初の勅撰集である『古今集』は、その仮名序に

あをやぎのいとたえずまつのはのちりうせすしてまさきのかづらながくつたはりとりのあとひさしくとどまれらば、うたのさまをもしりことの心をえたらむ人はおほぞらの月を見るがごとにいにしへをあふぎていまをこひざらめかも

とあって、古今の正しき和歌を収め、これを長く後の世に伝えると

いう自負と願望を込めた命名と考えられるが、先行の『万葉集』(3) (多数の歌を収めた集の意か)は意識されていたのであろう。『古今集』以降の勅撰集の命名は多かれ少なかれ、『古今集』を意識した命名となっている。まず、『古今集』に続いて撰ばれた三集は、2

に分類したように、『古今集』の後に撰ばれた集、或いは『古今集』の遺漏を拾つた集といった命名で、『古今集』に続くという類似の発想によるものと考えられる⁽⁴⁾。これに対して、『後拾遺集』の後に撰ばれた『金葉集』『詞花集』『千載集』の三集は、5に分類したようすに全く異なった基準に拠るものだった。『金葉集』『詞花集』は和歌を寿ぐ命名、集の大きさも一〇巻仕立となつており、それまでの二〇巻の体裁とは異なっていた。この二集が撰定された時期は和歌の流れが大きく転換しつつあった時期であり、二集の命名もこうした和歌の流れの中で新しい形態を模索していたことの表れであろうか。また、『千載集』はその序文に「いまゆくさきもはるかにとど

まらむため、この集をなづけて千載和歌集といふ」とあるように、この歌集が千年も長く世に伝わるようにと命名された。『古今集』の序においても、『後拾遺集』の序においても、さらには以後のどの勅撰集の序文においても、その撰集が後世まで長く伝わることを願う記述は入っているのだが、『千載集』の撰ばれた時代は、源平の動乱の最中、撰者にとって将来への不安は大変なものであり、それがこうした命名を採らせたものと考えられる。

続いて撰ばれた『新古今集』は鎌倉時代に入つて最初の勅撰集である。幕府が開かれ、王朝時代とは全く異なつた武家中心の政治が始まつた中で、和歌は後鳥羽院の庇護の下、定家らが新風を庶幾して、未曾有の隆盛期を迎える。『新古今集』はそうした状況で編纂されたのであるが、その序文にも「訪延喜天暦」一朝之遺美 定法河歩虚五輩之英豪」(真名序)、「古今、後撰のあとをあらためず、五人のともがらをさだめて」(仮名序)とあり、真名序・仮名序の両序を備えており、撰集全体が強く『古今集』への回帰を意識したものであったことが窺われ、命名もこれに拠つて⁽⁵⁾いる。次の『新勅撰集』も「延喜天暦のむかし、ときすなほに、たみゆたかによろこべりしまつりごとをしたふのみにあらず、又寛喜貞永のいま、世をさまり、人やすくなきことはをしらしめむために、ことさらにあつめえらばるるならし」と仮名序に述べているように、やはり

『古今集』『後撰集』の時代を意識していることが窺われるが、定家の単独撰であることもあって、「いはゆる古今後撰ふたつの集のみにあらず」とも述べ、『後拾遺集』を強く意識し、さらに、『金葉集』以降通例化していた院宣によるのではなく、天皇の勅によつた撰集ということを強調して、初心を新たにして撰んだ勅撰集の意を込めて命名したものと考えられる。⁽⁶⁾

『続後撰集』以降の撰集は、京極派の撰んだ『玉葉集』『風雅集』の一集を除くと、3に分類したように、『古今集』『後撰集』『拾遺集』『後拾遺集』の最初の四集の何れかに「続」または「新」の字を付した命名である。この四集を元にしているということは、『続後撰集』以降の勅撰集には王朝時代への強い憧憬が読み取られるが、類型的で形骸化した撰集という感は免れない。この命名の最初は、前述した『新古今集』であるが、『続後撰集』以降においては、まづ「続」字を付した集が作られ、その後に「新」字を付した集が作られている。『新古今集』はこうした慣習の生じる以前のものであり、『続後撰集』が『新古今集』を『古今集』に見立てて命名され⁽⁷⁾たことから、この慣習が始まつたものと思われる。次いで、『続古今集』が撰ばれたのが、この集の場合は、『古今集』『新古今集』二集を範とし、その跡を襲つて撰ばれた集であることが強調されている。『続古今集』の仮名序には次のようにある。

この集を続古今といへることは、延喜に古今集をえらばれてのち、他の勅撰おほくへだたれども、かさねて元久に新古今と名づけらる、そのうへ古今の字をなほもちるは、すなはちこの三たびの集をもちて、とりわきまさしきただぢとあひつきてながきよにもつたへ、ときの人にもしらしめむがためなり、かつははからざるにかの一代のあとかはらず、いまも又乙丑のとしにめぐりあひて、ときにいたりことわりかなへるべし、

ここには、『古今集』『新古今集』が正しい和歌の道を伝えており、『古今集』が撰ばれた延喜五（九〇五）年、『新古今集』が撰ばれた元久二（一一九）年がともに乙丑であったことが指摘され、今まで乙丑が廻ってきたので、正しい和歌の道を継承する集を撰び、これを『続古今集』と命名したとしている。このことについてはすでに多くの先学及び筆者も指摘してきたところであるが、さらに、真名序では、

於是聽政事之次、命侍臣而曰、皇帝君臨之第六載、遍樂苟寧民黎子來而、自万方皆獻華祝、衆正之聖智易決、万機之諮詢多隙、屢乘余閑、將撰一集、万葉集者平城皇朝、課英俊兮被降芝詔、古今集者醍醐聖代、勅四人而欲伝百王、自爾以來、繼芳塵而總編及十代、挺佳句而類聚余万首、察之往時、何有遺漏、然而霍山之玉、拾而不尽、麗水之金、採而有余、物皆如此、歌亦相同、

肆賞延喜元久之勝跡、殊ト枝幹相広之佳期、乙者木也、其性如空虛、厥形有花葉、壯觀無過之、即為歌体、丑者土也、居終始之際、得紐結之名、万品顯白之、又為歌德、云乙云丑、同体同德、故古今集序曰、和歌者託其根於心地、發其華於詞林、上句者土也、下句者木也、木非土不生之故也、此一句之趣、叙二字之理、相当此歲、恢弘我道、兩代兩集、有以有由哉

と、政教一致の和歌観が強く全面に打出され、乙丑は歌徳の表れる歳と位置付けられ『続古今集』の正統性が強調されている。

『続後撰集』『続古今集』が続けてこうした命名をとったことで、それ以後の勅撰集の命名方法が類型化してしまったようである。「続」を付けるか「新」を付けるかにそれほど大きな相違は見出しづらいのであるが、これらの集はそれぞれの名称の元となつた集を形態を多く踏襲する形で作られており、それぞれの撰集の意識や事情がそこに反映していることは認められる。例えば、『新続古今集』の名称は、撰者が『新古今集』撰者の一人であった飛鳥井雅経以来、初めて飛鳥井家出身の雅世⁽⁸⁾が撰者となつたことが命名に関係しているなど、それぞれの集によって、何等かの拠り所を求めて命名していたようである。こうした中で、『玉葉集』『風雅集』二集がこれらとは全く別の命名方法を採っている。『玉葉集』の場合は『万葉集』『金葉集』の命名が意識されているのであらうが、『風雅集』の命名

は、初め「正風」集と名付けようとしたように、正しき風雅（和歌）の道を示したものという自負を表明したもので、全く斬新なものであつた。この二集が固定化した撰集の慣習の中につけて、いかに独自の主張を持った集であったかがよくわかる。

（二）撰者

ところで、一二集の勅撰集の撰者を挙げてみる次の如くである。

古今集	△紀友則（大内記）▽・紀貫之（御書所預）・凡河内躬恒（前甲斐少目）・壬生忠岑（右衛門府生）
後撰集	大中臣能宣（讃岐權掾）・清原元輔（河内權少掾）・源順（文章生）・紀時文（近江少掾）・坂上望城（御書所預）
拾遺集	花山法皇
後拾遺集	藤原通俊（正四位上参議右大弁）
金葉集	源俊頼（従四位上前木工頭）
詞花集	藤原顯輔（正三位左京大夫）
千載集	藤原俊成（正三位前皇太后宮大夫、出家）
新古今集	源通具（正三位參議右衛門督）・藤原有家（正四位下大藏卿）・藤原定家（正四位下左近權中將）・藤原家隆（従四位下前宮内卿）・藤原雅経（正五位下）
新勅撰集	藤原定家（正一位前權中納言）
続後撰集	藤原為家（正一位前權大納言）
続古今集	九条基家（正二位前内大臣）・藤原為家（正二位前權大納言、出家）・藤原行家（正三位侍従）・藤原光俊（正四位前右大弁、出家）・△衣笠家良（正二位前内大臣）▽
続拾遺集	二条為氏（正二位前權大納言）
新後撰集	二条為世（正二位前權大納言）
玉葉集	京極為兼（正二位前權大納言）
続千載集	二条為世（正二位前權大納言）
続後拾遺集	△二条為藤（正二位權中納言）▽・二条為定（正四位下参議）
風雅集	花園院監修・光嚴上皇撰
新千載集	二条為定（正二位前權大納言、出家）
新拾遺集	△二条為明（正三位權中納言）▽・頓阿父子助撰、冷泉為邦後補
新後拾遺集	△二条為遠（従二位權大納言）▽・二条為重（正三位權中納言）

位下左近少将加賀權介）・△寂蓮（従五位上前中務少輔、出家）▽

新勅撰集
藤原定家（正一位前權中納言）

続後撰集
藤原為家（正一位前權大納言）

続古今集
九条基家（正二位前内大臣）・藤原為家（正二位前權大納言、出家）・藤原行家（正三位侍従）・藤

原光俊（正四位前右大弁、出家）・△衣笠家良（正二位前内大臣）▽

続拾遺集
二条為氏（正二位前權大納言）

新後撰集
二条為世（正二位前權大納言）

玉葉集
京極為兼（正二位前權大納言）

続千載集
二条為世（正二位前權大納言）

続後拾遺集
△二条為藤（正二位權中納言）▽・二条為定（正四位下参議）

風雅集
花園院監修・光嚴上皇撰

新千載集
二条為定（正二位前權大納言、出家）

新拾遺集
△二条為明（正三位權中納言）▽・頓阿父子助撰、冷泉為邦後補

新後拾遺集
△二条為遠（従二位權大納言）▽・二条為重（正三位權中納言）

新続古今集 飛鳥井雅世（正一位権中納言）

※○は奏覽時の官位。△は撰集途上で死亡した者。

『拾遺集』『風雅集』撰者については問題があるが、それには考察で触れたので、一応このようにしておく。

『新拾遺集』は為明は返納後に死亡、以後新たな撰者の任命はなかつたが、頼阿父子が補い、冷泉為邦によつて奏覽された。

これもすでにしばしば指摘されてきたことだが、二一集の撰者はいくつかの類型に分類できる。

1、多数撰者—古今集・後撰集・新古今集・続古今集

2、単数撰者 a 御子左家（二条家）—続拾遺集・新後撰集・続千載集・続後拾遺集・新後拾遺集・新

千載集・新拾遺集・新後拾遺集・新

拾遺集

b 御子左家（二条家以外）—千載集・新勅撰集・続後撰集・玉葉集

c その他—後拾遺集・金葉集・詞花集・新続古今

3、撰集下命者親撰—拾遺集・風雅集

まず、撰者の人数については、多数撰者としているのは、『古今

集』が四人の撰者によって撰ばれたことを踏襲するもので、『古今集』の跡を襲う意識が強い。序を持たない『後撰集』は除かねばならないが、他の三集は真名序・仮名序を有し、福田秀一氏が指摘しておられるように、これらの序には「文章者経國之大業」という政教一致觀が強調されていて、勅撰集を公的事業として位置付ける意識が強い。『新古今集』『続古今集』で事業の完成を祝う竟宴が行われたのも、こうした立場によるのであろう。また、後藤重郎先生が指摘されたように、『新古今集』『続古今集』においては、序文は撰集下命者の立場で記されており、実際にどれほど撰集に関与したかはともかく、撰集下命者の親撰を補助する者として位置付けられている。^[12]一方、3に分類したものは撰集下命者（厳密には、撰集下命すべき人物が自身で撰集に当つたため、撰集下命はなかつた）の親撰の集である。『拾遺集』については、『拾遺抄』との問題もあり、撰者にも不明な部分が多いが、例えば、『後拾遺集』序文に「花山法王はさきのふたつのしふにいらざるうたをとりひろひて拾遺集となづけたまへり」とあるのをはじめ、花山法皇親撰がもつとも有力である。^[13]もう一集の『風雅集』も撰者については問題はあるが、概ね花園法皇監修・光嚴上皇親撰と考えてよいようである。^[14]いずれにしても、院自らが撰集に当つているのであるから、当然近臣が補助したであ

ろうから、君臣一体となつた撰集であつたと思われる。特に、『風雅集』の場合は、時の治世君の撰集であるから前述の1の場合と同様な公的事業の様相が強かつたと言えよう。花園法皇が治世君の立場で記した真名序・仮名序両序を備えており、そこには「迴温元久故事」（真名序）、「元久のむかしのあとを尋ねて」（仮名序）とあって、『新古今集』を範としていることが明記されていることなどにも、これは表れていよう。しかし、この二集は勅撰集としてはやはり特殊な形態と言うべきであろう。

単独撰者による勅撰集は『後拾遺集』が最初で、2に示した如く、勅撰集の半数以上を占めている。単独撰者の場合は時の歌壇の有力者が任命されるのが当然であったが、例えば、『後拾遺集』では当時歌壇の実力者であった源経信を差し置いて、白川院の寵臣であつた藤原通俊が撰者に任命されたなど、撰集下命者との個人的な親密度によって、撰者に選ばれた場合などもあり、多数撰者の集に比べると、私的な様相が強い。『後拾遺集』はさらに、『袋草子』（『袋草紙注釈』（塙書房版）による）に「但或人云、私撰之後ニ、取御氣色云々」とある。これの真偽についてはすでに多く論じられていて¹⁶が、これは『後拾遺集』の私的な側面をよく示している伝承である。また、『千載集』は実際私的に撰集を行つてきたところに撰集下命を受けて勅撰集としたものであった。¹⁷また、後藤先生が、单独

撰者の場合、序を有する場合は撰者の立場で書かれた仮名序のみであつたと指摘されている¹⁸。これもこれらの撰集が私的な立場だったことを裏付けている。

この単独撰者の撰集は、a・b・c三種に分けられるように思う。大雑把に捉らえれば、『玉葉集』『新続古今集』二集の例外はあるが、c→b→aの順に変遷していったと言えよう。cは御子左家が歌道の家として確立する以前の段階で、時の歌壇の有力歌人が撰者に任せられた時代、bは御子左家が俊成・定家・為家三代で歌道家の地位を確立した時代、aは御子左家の嫡流二条家が歌壇の中心となつた時代の撰集ということになる。例外の一つ『玉葉集』は、二条家と対立した京極為兼の単独撰で撰定されたが、これ以前の永仁元（一二九三）年八月、伏見院は勅撰集の撰集を計画、この時は為世・為兼・雅有・隆博の四人撰者とする予定だった。撰集下命の時期や撰歌範囲などについて為世と為兼の論争もあつたが、為兼の佐渡配流でこの計画は挫折してしまった。乾元二（一二〇三）年、為兼が帰京して再び撰集の計画が持上がり、『延慶両卿訴陳状』で知られる為世・為兼の激しい撰者争いの末、為兼に下命が下つて撰進されたという複雑な経緯を辿っていた。『伏見院宸記』や『延慶両卿訴陳状』及びそれに関わる書状や文書によつても明らかのように、為世は二条家当主として、代々の文書を伝えており、撰集故実などに

も精通しているので、撰者に相応しいことを主張している。為兼も祖父為家から『古今集』を伝授されており、和歌の文書なども伝えていると反論している。為兼は鎌倉後期から南北朝期にかけて、持明院の宮廷で、一世を風靡した京極歌風の指導者であったが、結局は撰集下命者伏見院と為兼の個人的な結び付きによって決着した感があり、ここにも単独撰者の私的な側面が窺われる。また、『新続古今集』は飛鳥井家の雅世の撰であるが、これは二条家が後継者を失い断絶し、二条派の中心人物堯孝と飛鳥井雅世⁽²¹⁾が歌壇の中心となつていたことによる。aの時期は、歌道の家としての二条家の歌壇における盛衰がそのまま撰者の任命に表れていると言えよう。しかし、これらの集の撰集は、例えば、撰集に先立つて百首歌を召す⁽²²⁾ことや、和歌所を設置して開闢を置き、さらには寄人あるいは連署も置いて、撰者を補佐することなどが慣習化しており、さらには一代に一集を召す慣習（これについては後述する）、『新千載集』以降は室町將軍各代の武家執奏によって勅撰集が始まられるといったさまざまな形式が確立し、撰者は単独でも、c・bの時代と違つて、宮廷を挙げて、さらには幕府まで含んで、撰集が計画・推進された跡が著しい。⁽²³⁾『新後拾遺集』が二条良基の記した仮名序を持ち、『新続古今集』が一条兼良による仮名序・真名序を備えているのも、撰集が撰者一人のものではなかつたことをよく示していよう。

また、このように撰者の家が固定してくる背景には、撰者の資格として、重代の者であることが強調された背景があった。例えば、『続古今集』の撰集に関わって藤原為家が飛鳥井教定に宛てた「書状」（文永元年九月一七日付）⁽²⁴⁾の中には、

季経・々家卿以重代雖望申、於歌不堪不可知優劣云々。以有家朝臣被召加、御巖親相公壯年浅位、重代並器量被清撰候、且佳例也。追元久家跡御競望之条、争無採用候哉。

とあって、『新古今集』の撰者では重代の者であることと個人の器量の兼備が必要だった、そして、これが以後の撰集の佳例だと述べている。為家は自身が俊成・定家と続いた「三代の撰者」であったことを自負しており、それがこの言述となつたと思われるが、勅撰集に重代の撰者が任せられたのは、すでに『後撰集』からである。

時文は貫之の子で言うまでもないが、能宣は頼親の子、望城は是則の子であった。時文・望城ともに『後撰集』撰進以前の歌人としての業績はほとんどない。『金葉集』撰者源俊頼は源經信の子、『詞花集』撰者頭輔は六条藤家の頭季の子で、いずれも重代、もつとも二人は当代の第一人者でもあった。為家の指摘は、かなり早い時期から勅撰集の撰者の任命には意識されていたことであった。ただ、『新続古今集』にも、

おほよそ一人に勅する事いそのかみふるきあとをたづぬるに、

みな時にのぞみてそのうつはものをえらぶといへども、代代につたへてその家をさだむる事なし、いはゆる後拾遺、金葉、詞花、千載これなり、しかるに前中納言定家卿はじめてたらちねのあとをつぎて、新勅撰をするしたてまつり、前大納言為家卿又三代につたへて続後撰をえらびつかうまつりしよりこのかた、あしがきのまぢかき世にいたるまで、ふぢ河のひとつながれにあひうけて家の風こゑたえず、こと葉の花にほひのこれりしかば、これをおきて外にもとめざりけらし、そもそも参議雅経卿は新古今五人のえらびにくははれるうへ、この道にたづさひてもすでに七代にすぎ、その心をさとれる事も又一すぢならざるにより、ことさらに御ことのりするむねは、まことに時いたりことわりかなへる事なるべし、

と述べられていて、特に『新古今集』以降、御子左家の確立とともに歌道の家意識が明確となり、歌道の家でなくては撰者の資格がないうに考えられるようになつたことが窺われる。為家が『続古今集』の撰集に際して、撰集の心構えを子の為氏に残した（『続古今和歌集撰進覚書』²⁴）りして、撰者についての考えを飛鳥井教定に書き送った（前述の『砂巖』所収「為家書状」及び冷泉家時雨亭文庫蔵『為家書礼』²⁵）りしているのは、『続古今集』が追加撰者の事などで混乱していた事態にもよるであろうが、この頃から勅撰撰者の資格が

固定化し、撰集の形式が固まって、撰集故実が重要となってきたことを示しているのではなかろうか。前に触れた『玉葉集』撰者をめぐる論争の折にも、撰集に関する文書・故実を伝えているか撰者の資格として論議され、その中で為家の譲状（『続古今和歌集撰進覚書』か）が問題とされているのも、これを裏付けていよう。この後は、文書を伝えている御子左家だけが勅撰の家として撰者を独占することになった。右のように序文に記す『新続古今集』では、撰者飛鳥井雅世は、冷泉為之が撰集文書を渡さなかつたので、実のことろはずいぶん苦心したのである。

ところで、各勅撰集の撰者の官位を見ていくと興味深いことに気づく。右に示した如く、最初の二集『古今集』『後撰集』では、撰者は殿上人以下の身分の者ばかりである。ところが、『後拾遺集』の藤原通俊は正四位上参議右大弁で、公卿の列に加わっている。これについて、藤原定家は『新勅撰集』の序文に、

おほやけごになづらへてあつめしるされたるためし、むかしといひいまといひ、その名おほくきこゆれど、ここへの雲のうへにめされて、ひさかたの月にまじはれるともがら、このことをうけたまはりおこなへるあとはなほまれなり、しらかはのかしこき御世、ことわざしげきまつりごとにのぞませたまひて、ななそぢあまりの御よはひたもたせたまひはじめ、後拾遺を

えらべるひとたびなむありける、…定家、はままつのとしつもり、かはたけの世世につかうまつりて、ななそぢのよはひにすぎ、ふたしなのくらゐをきはめて、しものことをききてかみにいれ、かみのことをうけてしもにのぶるつかさをたまはれる時にあるひて…

と記している。『新勅撰集』以前に月卿雲客に連なる撰者が撰んだ

集は『後拾遺集』だけだったが、定家は二位中納言で、その跡を襲うことになったと、わざわざ断っているのだが、前表の如く、それ以後『金葉集』の俊頼は従四位上前木工頭だが、『詞花集』の藤原顕輔は非参議だが正三位だつたし、俊成もまた、撰集時にはすでに出家してはいたが、正三位であった。さらに、『新古今集』撰者の内、通具は正三位参議右衛門督であった。にもかかわらず、『新勅撰集』仮名序に「ひとたび」というのは、顕輔・俊成ともに非参議であつたこと、特に俊成は出家後の撰集であつたこと、また、通具は多数撰者の一人で単独撰者でなかつたことによるのであろうが、『後拾遺集』の以降、撰者の官位が『古今集』『後撰集』に比べて格段に上がつたことは確かである。⁽²⁶⁾この時期、和歌は遊戯的な性格を脱して、歌会や歌合も文芸性が強調されるようになつてはいたし、和歌に対する意識が変化し、勅撰集の編纂も政道の表舞台で行われるようになつたということであろう。『後拾遺集』の仮名序には、

おほせをうけたまはるわれら、あしたにみことのりをうけたまはり、ゆふべにのべのたぶことまことにしげし、このおほせどころにかかりでおもひながら、としをおくることここのかへりのはるあきになりにけり、いぬる応徳のはじめのとしのなつ、みな月のはつかあまりのころほひ、やくらのつかさにそなはりていつかのいとまもさまたげなし、

とあって、撰集の下命を受けてから九年間は政務の多忙で撰集が進まなかつたが、参議に列したことで、「五日の暇」ができ、ようやく撰集が進んだと記されている。政道の中枢にいる者が勅撰集撰となつた様がよく読み取れる。

一方、『新古今集』撰者の一人源通具について、前述の飛鳥井教定宛「為家書状」には、

新古今撰者沙汰之時、土御門内府雖為其仁、依無大臣之例、子息頭中将奉之。

と記されており、『新古今集』の頃は大臣が勅撰集の撰者となることは抵抗があつたようだ。ところが、『続古今集』では、九条基家と衣笠家良の二人の前内大臣が撰者に任命されている。弘長一（一六二）年の追加撰者の折、問題となつた形跡はない。前職だから問題とならなかつたのだろうか。『続古今集』の編纂は、『外記日記』（文永二年四月二十八日条）などから窺うところでは、撰者は勿論

下命されていたが、後嵯峨院の下に閔白左大臣（実経）・前太政大臣（公相）・前左大臣（実雄）以下が一堂に会して、撰集について詮議して行われていたらしい。『続古今集』の頃には、勅撰集の撰集事業は政道の公的事業となつており、もはや大臣が撰者になつてもふさわしい状況になつていていたのであろう。

(II) 勅撰下命者

「三代集」という呼称が見出される古い例は、現在のところ、『俊頼體脳』（『日本歌学大系』による）の歌病を述べた部分に「こ

れらはみな三代集にいれり」、落題について述べた部分に「されど古き歌にて三代集どもに各々いりたり」とあるものである。俊頼の

いう「三代集」とは『古今集』『後撰集』『拾遺抄⁽²⁷⁾』と考えられるが、この呼称には、醍醐・村上・花山の各御代の集という意識が表れて

いる。この後、「三代集」の語は、藤原清輔の『袋草子⁽²⁸⁾』にも見えるし、藤原定家には『三代集間事』と題した注釈書もある。一方、

藤原範兼は『五代集歌枕』を編んでいた。「五代集」とは『万葉集』『古今集』『後撰集』『拾遺集』『後拾遺集』でやはり五つの御代に撰ばれたことを意識した呼称と言えよう。これらから見ると、院政期には勅撰集を御代を象徴するものと見る意識が芽生えていたことは知られる。

ところで、『千載集』の序によると、

たましきたひらのこやこにしては、延喜のひじりの御世には古今集をえらばれ、天暦のかしこきおほむときには後撰集をあつめたまひ、白河のおほんよには後拾遺を勅せしめ、堀川の先帝はももちのうたをたてまつらしめたまへり、……よりて代代の御かどもこのみちをばすてたまはざるをや、ただしま、集をえらびたまふあとはなほまれになんありける……かの後拾遺集ののち、おなじく勅撰になづらへてえらべるところ金葉、詞華のふたつの集あり……

とあって、『古今集』『後撰集』『後拾遺集』が各御代を代表する集であること、『金葉集』『詞花集』は勅撰集に準じたものであること述べている。さらに代々の帝が和歌を重んじたが、撰集を行つた帝は少なかつたとも述べており、撰集は聖代の証で、撰集が行われたほど栄えた御世は多くなかつたが、当代はその稀代なのだといった意識が読み取れる。このことは『新勅撰集』の序文においても、『寛喜貞永のいま、世をさまり、人やすくたのしきことはをしらしめむために、ことさらにつめえらばるるばらし』とあって、同様の意識が見える。

後撰集 62 村上天皇

拾遺集 65 花山天皇

後拾遺集 72 白河天皇

金葉集 72 白河法皇

詞花集 75 崇徳上皇

千載集 77 後白河法皇

新古今集 82 後鳥羽天皇

新勅撰集 86 後堀河天皇

統後撰集 88 後嵯峨上皇

統古今集 88 後嵯峨上皇

新後撰集 91 後宇多上皇

玉葉集 92 伏見上皇

統千載集 91 後宇多法皇

統後拾遺集 94 後醍醐天皇

風雅集 伊光嚴上皇

新千載集 二後光嚴天皇

新拾遺集 二後光嚴天皇

新後拾遺集 木後円融天皇

新統古今集 102 後花園天皇

※治世君・足利将軍については院政を行った順に○番号を付した。光嚴天皇

以降の北朝の天皇の代数については、後藤重郎先生「十三代集基礎的研究

枝折」の系図を参考とした。

ところが、右のように撰集下命者を表にして見る（『勅撰和歌十
三代集研究文献目録』附表Iをもとに補訂）と、確かに歴代の天皇
には勅撰集を撰ばなかつた天皇も多いのであるが、『後拾遺集』以
後は、後高倉法皇と後深草上皇の二代の治世を除いて、治世君（院
政が執られなかつた時は、天皇自身が政務に当つており、治世君と
同等にみなすことができる）が代々勅撰集を撰んできたことがわか
る。後高倉院は承久の乱後の混乱の中で、後堀河天皇が即位したた
め、太上天皇となつて院政を行つたが、僅か二年程で終つており、
また、後深草院も院政を行つたのは伏見天皇即位後僅か二年ほど
で、撰集をする時間はなかつたであろう。したがつて、勅撰集の撰
集は、白河院以後は治世君が自らの御世繁栄の証として一代に一集
撰んだということになるが、最初の白河院の頃は、『千載集』の場合
などのように、撰集下命者主導の撰集でなかつた場合も多く、ま
た、前述した『後拾遺集』や『千載集』の序文からみても一代一集
の意識は強くなかったと思われる。

一代一集という意識が何時から強くなつたか、具体的な資料は見
出しづらいが、冷泉家時雨亭文庫蔵の『代々勅撰次第』（『冷泉家時雨

亭叢書40』に影印、宮内庁書陵部蔵の『代々勅撰次第』はその臨模)

は、その奥書により建長七（一二五五）年八月七日、観心なる人物が書き記したもので、当初は『万葉集』から『続後撰集』までの撰集下命者と撰者と歌数、奏覽日など及び巻頭歌を記している。末尾に『続古今集』『続拾遺集』が別人の後補によって追加されている。これについては、『冷泉家時雨亭叢書40』に付された佐藤恒雄氏の解説に詳しいが、同じく冷泉家時雨亭文庫に蔵されている『代々勅撰集事』（『冷泉家時雨亭叢書40』に影印、冷泉為相筆か。『古今集』から『玉葉集』までの勅撰集について記す）の資料的存在と考えられるという。観心なる人物が未詳なので、この書の成立の詳細な縟は明らかではないが、『代々勅撰集事』は冷泉為相が勅撰集編纂のための参考に編んだものと思われる。内容から見て、『代々勅撰次第』も同様の目的で撰ばれたものと思われるが、こうしたものが撰ばれたということは、代々の勅撰集という意識が固定化して、撰集が御世に一度行われると考えられるようになつたからではなかろうか。後嵯峨院の時代は、朝廷中心の時代の再興を夢見て、白河院の御世を一つ理想の時代と位置付けており、また、和歌の隆盛を御世の繁栄を象徴するものとして、宫廷を挙げて和歌行事なども催して行つており、勅撰集の撰集もその一環であつたというから、白河院以後代々の治世君が撰集を行つてきたことを、慣習として捉えた

のであるう。

この後、觀応・文和（一三五〇～五五）頃には冷泉為秀が『代々集目録』（『勅撰次第』とも、彰考館文庫・島原文庫など蔵、『風雅集』まで）を撰んでいるし、康応元（一三八九）年六月一五日には羽林郎將藤（一条為右か）が『代々勅撰部立』（九州大学図書館細川文庫蔵、『新後拾遺集』まで、『新続古今集』は後人による付加）を書写している。また、神宮文庫蔵『勅撰歌集一覽』（原本は『新拾遺集』まで、『新後拾遺集』『新続古今集』は書写者の後⁽³¹⁾補）も同じ頃に成立している。こうした歴代の勅撰集の記録が次々と纏められているのは、『代々の勅撰集』の意識がさらに確かなものとなつていつたことを裏付けていよう。しかし、『新千載集』は、『園太曆』によると、足利尊氏が後光厳天皇に撰集を発議し撰者も推举した。以後の勅撰集は歴代の足利将軍が撰集のことを執奏する慣習となり、治世君というより将軍一代一集という形になり、勅撰集も武家先行の時代となつて、もう一つ変質してしまつたと言えよう。いずれにしても、一代一集という慣習は、現実はどうであれ、御世繁栄の証として撰ばれたものではあつた。

（四）まとめ

このように、歴代の勅撰集を見てみると、勅撰集の撰定は第一集

の『古今集』を先例に、それを継承・変化させる形で受け継がれて

いったが、『新古今集』『続古今集』を一つの分岐点として『古今集』

への回帰が図られた。撰集は聖代の証として、御世の繁栄した代に

のみ実現するものと考えられてきたが、十三代集においては一代一

集の慣習が固まつていった。撰者についても重代、歌道の家という

ことが重視され、二条家の代々が概ね撰者となつた。政教一致の和

歌観に基づいて、治世君を中心に権力者も歌道家も一体となつて、

御世の繁栄の証として撰ばれたのが勅撰集であつた。本稿で検討し

てきたところでは、こうした形態が固まつたのが、ちょうど後嵯峨

院の『続古今集』成立前後の時期であつたと考えられるのである。

注

- (1) 後藤重郎編『十三代集研究文献目録』(一九八〇・一二 和泉書院)

- (2) 各集研究の論考の他、風巻景次郎「二三代集の集名に現れた一問題」(一九四四・三、『風巻景次郎全集第七卷』再録)・本田義彦「勅撰和歌集部立考」(『熊本女子大学学術紀要』一九六三・三)・福田秀一「勅撰和歌集の撰定意識—序・題号・部立構成から見た—」(『成城文芸』一九六七・七)・後藤重郎「勅撰和歌集序に関する一考察」(『名古屋大学文学部研究論集』一九六二・三)・後藤重

郎「勅撰和歌集を中心とした和歌史研究をめぐる一考察」(『名古

屋大学文学部研究論集』一九六八・三)など。

(3) 『古今集』の仮名序には「万えふしふにいらぬふるきうたみづ

からのをもたてまつらしめたまひてなむ」とあって、『万葉集』

が『古今集』の編纂時に意識されていたことが窺われる。また、

『万葉集』を勅撰集の一ひとつ見ていたかどうかについては、例え

ば、『後拾遺集』の序文には「ならのみかどは万葉集廿巻をえら

びてつねのもてあそびものといたまへり」とある他、『袋草子』

には「島守遠高云、古今・後撰・拾遺等ヲ号^ス三代集」。拾遺ハ花

山院御撰也。而花山院以往ノ大嘗会ノ御調度ニ有^ス三代集ノ御手

笞^ス、如何。予云、不知此事。尤有興。件事如何。島守答云、

秘事也。以往ハ相^ス加万葉集^ス号^ス三代集。而拾遺出来之後、棄^ス

万葉用^ス拾遺^ス云々。とあって、『万葉集』を三代集に加えた例があつたことを指摘している。さらに、『五代集歌枕』も『万葉集』を加えた呼称であり、他に『無名草子』にいう「八代集」の呼称も『万葉集』を加えたものと考えられる。これらは『万葉集』を勅撰集と見ていた証と思われる。『万葉集』を勅撰集と見る見方が存したことは勅撰集に対する見方を考える時、興味深い問題であるが、本稿でこの問題に触ることは論点の混乱を招くので、この問題については稿を改めて考えたい。

(4) 注⁽²⁾に挙げた後藤重郎「勅撰和歌集序に関する一考察」には、

文学』一九六三・五）・井上宗雄『中世歌壇史の研究南北朝期』

（一九六五 明治書院）などで明らかにされている。

『後拾遺集』は仮名序を持つなど『古今集』を範とする意識が強かったことが指摘されている。

(5) 『新古今集』が『古今集』への回帰を強く意識した集であることは、すでにさまざまな角度から言及されているところである。

（一九六五 明治書院）などで明らかにされている。

(6) 『新勅撰集』の名称については、田中裕「新勅撰集序の問題」

（『語文』一九五六・七、『中世文学論研究』再録）などに言及がある。

(7) 『続後撰目録序』（桶口芳麻呂「続後撰目録序残欠とその意義」）によることによって知られる。他に『続後撰集』の名称については、佐藤恒雄「続後撰和歌集の撰集意識—集名の考察から—」（『言語と文芸』一九六八・三）などに言及がある。

（一九六八・九）などで明らかにされている。

(8) 家郷隆文「続古今和歌集研究—その外形をめぐって—」（『国語国文研究』一九五七・四）・谷山悦子「続古今和歌集の基礎的研究」（『同志社文学』一九六七・三）・拙稿「続古今和歌集」の撰集について」（『中世文学』一九八二・一〇）など。

（一九八二・一〇）などで明らかにされている。

(9) 一三代集においては、部立構成などが各撰集の命名深く関わっていることは、注⁽²⁾に挙げた福田秀一「勅撰和歌集の撰定意識—序・題号・部立構成から見た—」に詳しく述べられている。

（一九八二・一〇）などで明らかにされている。

(10) これについては、次田香澄「風雅集の形成（上）」（『国語と国

（一九八二・一〇）などで明らかにされている。

（一九八二・一〇）などで明らかにされている。

(11) 注⁽²⁾に挙げた福田秀一「勅撰和歌集の撰定意識—序・題号・部立構成から見た—」に詳しく述べられている。

（一九八二・一〇）などで明らかにされている。

(12) 注⁽²⁾に挙げた後藤重郎先生の論考に序の形態からの考察がある。

（一九六五 明治書院）などで明らかにされている。

(13) この二集では、撰集下命者の作者名には「御製」の語が付いていないなどが指摘されている。『明月記』や『家長日記』などの記述から後鳥羽院が実際に『新古今集』の撰集に関わっていたことはよく知られているところである。また、『続古今集』の撰集については、後嵯峨院が個々の撰歌にどれほど関わっていたかは明らかではないが、公卿詮議といった公的な場で撰歌が検討された形跡があるなど、宮廷を挙げて撰集に当つていたらしいことは、注⁽⁷⁾に示した拙稿で指摘したことがある。

（一九八二・一〇）などで明らかにされている。

(14) 片桐洋一「拾遺抄」（一九七七 大学堂書店）他。小町谷照彦『拾遺集 研究の現段階と展望』（『三代集の研究』所収 一九八一・五）に諸説が整理されている。

（一九八二・一〇）などで明らかにされている。

(15) 注⁽¹⁰⁾の論考の他、鹿目俊彦『風雅和歌集の基礎的研究』（一九八一・三 笠間書院）など

（一九八二・一〇）などで明らかにされている。

(16) 上野理「後拾遺前後」（一九七六 笠間書院）などに詳しい。

（一九八二・一〇）などで明らかにされている。

(17) 久保田淳・松野陽一『千載和歌集』（一九七〇 笠間書院）な

どに詳しい。

(18) 注(12)参照。

(19) 福田秀一『中世和歌史の研究』(一九七二、角川書店)などに翻刻・紹介されている。

(20) 深津睦夫『応制百首和歌に関する一考察—百首が召された際の勅撰集における役割の変遷を中心に—』(『名古屋大学国語国文学』一九八三・一一)・深津睦夫「応制百首と勅撰和歌集—後代の勅撰集への影響をめぐって—」(『皇學館大學紀要一九八四・一』)などに詳しいが、勅撰集撰集に先立つて召す習慣は『続後撰集』折の『宝治百首』が直接の先例となつたと考えられる。

(21) 開闔を置くことは、『新古今集』で源家長が任せられたのが最初で、『続古今集』の時も置かれたが、『続拾遺集』以降、単独撰

者でも京極派の撰集である『玉葉集』『風雅集』及び『新拾遺集』を除く、全ての集に置かれた。また、連署は『新後撰集』『続千載集』『続後拾遺集』『新千載集』『新後拾遺集』に置かれた。後藤重郎先生「二三代集基礎的研究枝折」に詳しい。

(22) 各集の撰集過程については、井上宗雄『中世歌壇史の研究南北朝期』及び『中世歌壇史の研究室町前期』(一九六一、風間書房)などに詳しい。

(23) 『砂巖』所収、福田秀一『中世和歌史の研究』による。

(24) 『冷泉家時雨亭叢書』(一九九四、二 朝日新聞)に影印。

(25) この間の事情については井上宗雄『南北朝歌壇史の研究室町前期』に詳しい。

(26) 『拾遺集』『風雅集』二集は、撰集下命すべき人物が自ら撰集に当つてしまつた集で、撰者の問題を考える上では特殊であり、他の集と同一には扱えない。特に、院自身を下命された撰者とは同一に考えるべきではなかろうから、この二集は除外して考察する。

(27) 平安時代には『拾遺集』より『拾遺抄』の方が重んじられており、ここでも『拾遺抄』の方が念頭に置かれていたと考えられる。参考、橋本不美男『歌論集』(一九七五・四 小学館日本古典文学全集)など。

(28) 注(3)に引用した『袋草子』「雜談」に「拾遣出来之後、棄^二萬葉^一用^二拾遺^一云々。」とあり、「三代集」がこの頃から『古今・後撰・拾遺』を言うようになったことが窺われる。

(29) 佐藤恒雄「後嵯峨院の時代とその歌壇」(『国語と国文学』一九七七・五)など。

(30) 福田秀一「私撰和歌集研究序説」(『和歌文学研究』一九四四・四)・井上宗雄『南北朝歌壇史の研究南北朝期』参照。

(31) 佐藤恒雄「神宮文庫本「勅撰歌集一覽」について」(『和歌史研究会会報』一九六九・一二) 参照。